

許可番号 01170004618

特別管理産業廃棄物処分業許可証

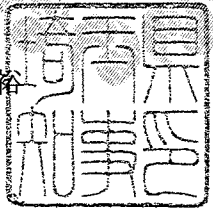
住 所 東京都板橋区坂下三丁目 4 番 18 号
氏 名 株式会社共立
代表取締役 澤柳 勉



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 4 第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事

大野 元裕



許可の年月日 令和 6 年 7 月 10 日

許可の有効年月日 令和 13 年 3 月 23 日

1. 事業の範囲

中間処理

蒸留：廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、廃油（※） 以上 2 種類

※（※）の品目については、特定有害産業廃棄物に限り、含まれる有害物質については 2 頁別記 1 のとおりとし、当該廃棄物を処分するために処理したものを含む。

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

埼玉県羽生市大沼二丁目 57 番 1 以上 1 筆（面積 1,885.82㎡）

処理施設及び保管施設の概要は 2 頁から 3 頁の別記 2 のとおり。

3. 許可の条件

- (1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2. に掲げる場所で行うこと。
- (2) 中間処理は、2 頁に掲げる処理施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成21年 3月24日	指令産廃第1578号	新規許可
平成26年 6月 6日	指令東環第109-3号	更新許可
平成31年 3月28日	指令東環第124-3号	更新許可
令和 6年 7月10日	指令東環第16-2号	更新許可（優良認定）
	以下余白	

5. 規則第 10 条の 16 第 2 項の規定による許可証の提出の有無 無

別記1

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。(表中の「○」は取り扱うことができるもの、「-」は扱うことができないものを示す。)

有害物質	指定下水 汚泥	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
カドミウム又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
鉛又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
有機燐化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
六価クロム化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
砒素又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
シアン化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
ポリ塩化ビフェニル	-	-	-	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン	-	-	-	-	○	-	-	-
テトラクロロエチレン	-	-	-	-	○	-	-	-
ジクロロメタン	-	-	-	-	○	-	-	-
四塩化炭素	-	-	-	-	-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン	-	-	-	-	○	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	-	-	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	-	-	-	-	-
チウラム	-	-	-	-	-	-	-	-
シマジン	-	-	-	-	-	-	-	-
チオベンカルブ	-	-	-	-	-	-	-	-
ベンゼン	-	-	-	-	○	-	-	-
セレン又はその化合物	-	-	-	-	-	-	-	-
1,4-ジオキサン	-	-	-	-	-	-	-	-
ダイオキシン類	-	-	-	-	-	-	-	-

別記2

処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
蒸留施設	8.00m ³ /日 (8時間)	廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)、 廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、 ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、 ベンゼンを含むものに限る。) 以上2種類	平成21年3月24日 _____ _____
蒸留施設	8.00m ³ /日 (8時間)	廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)、 廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、 ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、 ベンゼンを含むものに限る。) 以上2種類	平成21年3月24日 _____ _____

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃油(揮発油類に限る。) 以上1種類	1.9m ²	2.9m(屋内) (200Lドラム缶×12個)
廃油(灯油類に限る。) 以上1種類	1.9m ²	2.9m(屋内) (200Lドラム缶×12個)
廃油(軽油類に限る。) 以上1種類	1.9m ²	2.9m(屋内) (200Lドラム缶×12個)
廃油(トリクロロエチレンを含むものに限る。) 以上1種類	1.9m ²	2.9m(屋内) (200Lドラム缶×12個)
廃油(テトラクロロエチレンを含むものに限る。) 以上1種類	1.9m ²	2.9m(屋内) (200Lドラム缶×12個)
廃油(ジクロロメタンを含むものに限る。) 以上1種類	1.9m ²	2.9m(屋内) (200Lドラム缶×12個)
廃油(1,2-ジクロロエタンを含むものに限る。) 以上1種類	1.9m ²	2.9m(屋内) (200Lドラム缶×12個)
廃油(ベンゼンを含むものに限る。) 以上1種類	1.9m ²	2.9m(屋内) (200Lドラム缶×12個)
廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。)、 廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、ベンゼンを含むものに限る。) 以上2種類	10.0m ²	2.9m(屋内) (200Lドラム缶×72個)

(以下余白)